

○常総衛生組合職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則

（昭和61年3月29日
常総衛生組合規則第3号）

改正 平成14年2月28日 組合規則第4号 平成14年11月21日 組合規則第8号
平成19年3月30日 組合規則第1号 平成28年3月30日 組合規則第1号

第1条 常総衛生組合職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則については，常総市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（昭和38年水海道市規則第18号）の例による。

第2条 この規則の第3条の別表第1を次のとおりとする。

別表第1 職務の級別標準職務表（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事補の職務，主事の職務，技手の職務，技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主幹の職務，主任の職務
4 級	係長の職務，主査の職務
5 級	課長補佐の職務
6 級	副参事の職務，課長の職務
7 級	参事の職務，事務局長の職務

附 則

この規則は，昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第4号）

この規則は，平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年組合規則第8号）

この規則は，平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成19年組合規則第1号）

この規則は，公布の日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成28年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。